

2022年4月1日付 日本新薬グループ共済会規約一部改定  
新旧対比表

朱記部分が変更箇所

現 行	改 定 案
<p><b>第1章 総則</b> (所在地) 第3条 本会の事務所を、日本新薬株式会社本社内に置く。</p> <p>(公示の方法) 第5条 本会において公示しなければならない事項は、共済会ホームページ及びNotesグループ掲示板データベース等に掲示する。また、必要に応じて会社が指定する各事業場の掲示場に掲示する。</p> <p><b>第2章 会員</b> (会員資格) 第6条 本会の会員は、次の者とする。 (1) 一般会員：会社の正規従業員及び常勤の嘱託 (2) 特別会員：会社の役員及び理事会が特に認めた者</p> <p><b>第4章 会計</b> <b>第3節 予算及び決算</b> (決 算) 第35条 理事会は毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度の事業報告書を作成し、監事の意見を添えて評議員会に報告しなければならない。</p>	<p><b>第1章 総則</b> (所在地) 第3条 本会の事務所を、日本新薬株式会社本社<b>構</b>内に置く。</p> <p>(公示の方法) 第5条 本会において公示しなければならない事項を<b>事務局は、共済会ホームページやグループ内掲示板等を用いて掲示する。また、必要に応じて会社が指定する各事業場の掲示場に掲示する。</b></p> <p><b>第2章 会員</b> (会員資格) 第6条 本会の会員は、次の者とする。 (1) 一般会員：会社の正規従業員及び常勤の嘱託 <b>但し、臨時従業員等においては各社が決定する。</b> (2) 特別会員：会社の役員及び理事会が特に認めた者</p> <p><b>第4章 会計</b> <b>第3節 予算及び決算</b> (決 算) 第35条 理事会は毎事業年度、<b>決算報告書</b>並びに当該年度の事業報告書を作成し、監事の意見を添えて評議員会に報告しなければならない。</p>

附則

(制定及び改定歴)

第1条 この規約は、2021年 10月 1日より改定実施する。

2. この規約の制定及び改定歴は次の通りである。

(制定) 平成 6年10月14日

(改定) 平成14年 7月17日

平成19年 6月22日

平成20年 6月16日

平成21年 4月 1日

平成23年 4月 1日

平成23年 8月 1日

平成24年10月 1日

平成26年 8月 1日

2019年 10月 1日

2021年 10月 1日

附則

(制定及び改定歴)

第1条 この規約は、2022年 4月 1日より改定実施する。

2. この規約の制定及び改定歴は次の通りである。

(制定) 平成 6年10月14日

(改定) 平成14年 7月17日

平成19年 6月22日

平成20年 6月16日

平成21年 4月 1日

平成23年 4月 1日

平成23年 8月 1日

平成24年10月 1日

平成26年 8月 1日

2019年 10月 1日

2021年 10月 1日

2022年 4月 1日